

布教聖省文書館所蔵 1595年フランシスコ会報告書の日本語表記

川口 敦子

1. はじめに

本稿は、布教聖省文書館 Archivio Storico de Propaganda Fide 所蔵の文書集 SC India Orientali e Cina Miscellanea 15 所収第二文書 (26丁表-40丁裏) に見られるローマ字書き日本語表記について、2018年9月と2019年9月の現地調査に基づき、報告するものである。

文書集 SC India Orientali e Cina Miscellanea 15は、東インドや中国、日本に関係する1595年から1605年までの文書を収録したものであり、東京大学史料編纂所 (1969) 等の目録には記載のなかったものである (川口2019)。布教聖省文書館備え付けの目録には記載されているので、現地調査でその存在を知ることができるが、日本人研究者に広く知られているとは言いがたい。したがって、本文書集に収録されている日本関係文書を活用した研究は多くはないであろうし、特に日本語資料としての価値や位置付けは不明であると言える。

本稿では、日本語研究の観点から、本文書集日本関係資料に見られる日本語語彙のローマ字表記について取り上げ、その特徴について述べる。

2. 文書の概要

第二文書は、26丁が後付けの表紙、27丁が元表紙で、28丁から39丁までが本文である。40丁は元から添えられていたと考えられる説明書きである。本文には手書きの古い丁付けが残っており、古い丁付けは「48」 (=現在の丁付け「28」) から「58」 (=現在の丁付け「39」) まで付されている (現在の丁付け「29」に古い丁付けなし)。

後付けの表紙には、インク書きで「Comprobacion fortjsima con todos los Tribunales el Philipinas de la Justicia de n~ros frailes en ir à Japon」「Esta informaz.on que òs autentica se hizo para dar quenta al Rey, y al Papa, apetision del Prov. de S. Fran.co y contiene cosas gravissimas. Hizose el año de 1595.」とある。

元表紙には、インク書きで「RELACION DE LAS COSSAS DEL REYNO [DE] XAPON Anno Domini M. D. XC. V.」⁽¹⁾とある。

本文は28丁表から始まり、スペイン語で書かれている。本文中には、フランシスコ会マニラ管区長ファン・デ・ガロピリヤス⁽²⁾（「Frai Juan de Garrouillas」28r01他）、ペドロ・パウティスタ（「Frai Pedro Baptista」28v20）といった、スペイン人フランシスコ会士の名が見える。

本文28丁裏の上部欄外に、本文とは別筆で「Relacion y certifica.on de las cosas y estado de Japon Por el prouincial de los Descalcos Fran.os y el cabildo de Manila. 29. Abril 95.」という書き入れがある。この書き入れは、同じく文書集 SC India Orientali e Cina Miscellanea 15に収録されている第一文書の欄外書き入れ（3v-5r）とインクの色や筆跡が同じように見えることから、この文書集が編纂された際に書き入れられたものであると思われる。

本文は38丁7行目でいったん区切られており、7行目と8行目の間には本文とは異なる色のインクで「carta del Gouar.or」（統治官の手紙）の書き入れがある。

39丁表の下部には、本文とは筆跡の異なる4行の書き入れと署名がある。また、39丁裏には、本文とも39丁表の書き入れとも異なる筆跡の書き入れが9行あり、その後3名分の署名がある。39丁裏の書き入れには「diez y nueue dias del mes de Junio de mile y qui.tos nouenta sinco」（「1595年6月19日」、39v08-09）の日付が見える。

40丁は説明書きだが、表と裏では書かれている文字の筆跡とインクの色が異なる。40丁表には「Relacion del prouincial de los delcalcos Fran.cos de Philipinas sobre el asiento que an hecho sus frailes y pazes que ausentado de parte de los españoles en el Japon con cuanbacondono Rey y de los conuentos que an tomado uiene authorizada estar relacion con los paresceres del gouernador don luis perez y de los prouinciales des.ro domingo y S.to agustin y con el de los cabildos ecclesiastico y seglaris」と書かれている。40丁裏には「Segundo pliego」「Relaçion sobre las mismas cosas del Japon autorizada de los cabildos y Religiones y gouernador」と書かれている。

これら表紙や書き入れ、説明書きの記述から、本資料がフランシスコ会マニラ管区における日本のフランシスコ会士に関する1595年4月29日付の報告書であり、それに同年6月19日付けの書き入れと署名が付されたものであるということがわかる。1593年に日本布教を開始したフランシスコ会の日本関係資料としては、比較的初期のものと言えるだろう。

本文の後に付されている署名は合計4名分ということになるが、それぞれの筆跡が異なっていることから、本報告書は、少なくとも署名も含めての写しではないと言える。38丁表の7行目以前と8行目以降で異なる内容であることから、少なくとも2種類の文書の引用で構成された報告書ということになるが、報告書成立と同年の日付がある別筆の署名があるということは、報告書としては原本またはそれに近いものであるろう。

3. 日本語語彙のローマ字表記

本文はスペイン語で書かれているが、ローマ字書きされた日本語語彙が散見される。以下にその例を挙げる。

語彙	表記
阿弥陀	Amida (36r26, 36r28)
神 (複数形)	Camis (36r27)
関白	Cuanbaco (29r28, 38r10) Cuambaco (30r36, 39r14) Combaco (30r38, 32r09, 32r16, 32r20, 32v26, 35r37)
関白殿	Cuanbacondono (28v17, 29r23) cuanbacondono (40r 説明書き)
釈迦	Jaca (36r26)
太閤様	taico cama (29r24)
長崎	Nangasaque (34v21) Nangasaqui (34v29)
豊後	Bungo (35r18, 35r27, 35r30)
仏 (複数形)	fotoques (36r27)
坊主 (複数形)	Bonzos (36r34)
都	Meaco (28v27, 31v41, 32r25, 32r41, 32v12, 32v32, 34v19, 34v22, 34v33, 35v40, 36r28, 36v06, 39r16)

上記の日本語のローマ字表記は、概ね、イエズス会のキリシタン版の表記と同様であるが、写本に特徴的な表記やスペイン系資料に特徴的な表記も見られる。

n 表記について、「Cuanbacondono」(関白殿)の d の前の n、「Nangasaque」「Nangasaqui」(長崎)の g の前の n は、濁音の前の鼻音を示す表記である。

「taico cama」(太閤様)のようにサに相当する表記を「ca」とするのはキリシタンの写本類に見られるもので、この「c」は「ç」のセディーリャが省略された表記である。キリシタン版ではサの表記として sa を使うが、写本では ça の使用例は珍しいものではない(川口2004、川口2013)。なお、スペイン系資料であるアビラ・ヒロン『日本王国記』では、サ行子音に s よりも ç を多く使っているという指摘がある(土井1982: 280)。

イエズス会資料のローマ字書き日本語の表記はポルトガル語式に基づいており、本資料の日本語表記の特徴もそれを踏襲していると考えられるが、「Jaca」(釈迦)の例は、

ポルトガル語ではなく、スペイン語の影響を示す表記である。

イエズス会資料では ja はジャに相当する表記であり、シャは xa と表記するから、「釈迦」ならば Xaca と表記する。例えば、ロドリゲス『日本大文典』（1604-08）では、次のように Xaca と書かれている。

その第一は Fotoques (仏) の教であって、‘天竺’ (Tengicu) と呼ばれ、支那では Tienquo と呼ばれてゐるシャムの土着王、Xaca (釈迦)、又は、Xequian がその創始者である。

(ロドリゲス原著、土井訳注1955: 843-844)

一方のスペイン語 (カスティーリャ語) でも、ja 表記はシャの発音にはならない。メネデス・ビダル氏によれば、スペイン語の子音 x と子音 j は、古語においては異なる発音だったが、17世紀には軟口蓋無声摩擦音に変化していたという。

古語は二種の前部口蓋音を区別して、無声の x と有声の j, g となっていた：つまり、dixe は hijo や cogér とは別の音で発音されていた。(中略) 16世紀の初頭には近代語の j のように発音される x と有声音としての j といった軟口蓋発音がすでに記述されている。17世紀の始めには両摩擦音の軟口蓋無声摩擦音への、つまり中世語では未知だった現在の j 音のそれへの混同が優勢となった。

(ビダル原著、近松訳注1996: 118)

Xaca を Jaca と表記するのは、当時のスペイン語における x と j の混同によるものと考えられる。そしてそれは軟口蓋無声摩擦音 (現代語の j の音) への混同であり、日本語のシャ行音に相当するものではなかった。

イエズス会資料の表記 Xaca を本資料で Jaca と表記するのは、スペイン語の発音を介した表記の交替の例であると考えられる。元々は日本語「釈迦」の発音をポルトガル語の表記法に基づいて写した Xaca を、日本語やポルトガル語の発音は介さずに、その表記のみを介して受容し、スペイン語の発音における x と j の混同の影響を受けて表記した結果、Jaca という表記になったのである。

本資料と同様に、ローマ字書き日本語における x と j の表記の交替の例は、スペイン系資料であるアビラ・ヒロン『日本王国記』の複数の写本にも見られる。土井忠生氏は、『日本王国記』のエスコリアル本とマドリード本⁽³⁾を比較し、x と j の綴字については、日本語の音節表記からの視点で清濁の混同例として説明している(土井1982: 281-282)。土井氏は「Xenxaqu」(「詮索」マドリード本)と「Jenxaqu」(エスコリアル本)の例を挙げるが、x を j とする表記は他にもある。

『日本王国記』第2輯の第13章第5節 (=第3輯の第28章)に「將軍」の語があるが、イエズス会ローマ文書館所蔵本 (ARSI Jap. Sin. 58、以下「ARSI 本」と、スペイン国立図書館所蔵本 (BNE Mss. 019628、以下「BNE 本」。前述の「マドリード本」に同じ) およびフランシスコ会イペロ・オリエンタル文書館 (AFIO) 所蔵文書26-3⁽⁴⁾とで、表記が異なっ

いる。なお、ARSI 本と BNE 本は1615年までの記事を収録した第2輯、AFIO 26-3は1619年までの記事を収録した第3輯である(川口2017)。ARSI 本は、本文はスペイン語で書かれているが、本文中の日本語語彙はイエズス会の表記規範に則ったポルトガル語式の綴字である。

Xōgun sama (「将軍様」、『日本王国記』ARSI 本206v03)

この本文に該当する箇所を BNE 本と AFIO 26-3 で見ると、イエズス会の表記規範では Xo とあるべきところを Jo としており、スペイン語の影響を受けた綴字である。

Jongum Sama (「将軍様」、『日本王国記』BNE 本170v12)

Jongum Sama (「将軍様」『日本王国記』AFIO26-3, 93r20)

ARSI 本は第2輯が成立してすぐにマニラで写され、1616年にイエズス会士ペドロ・モレホンがローマに携行したものである(川口2017)。このことから、ARSI 本は成立時点でイエズス会との関係が深い写本であると推測され、したがって本文中の日本語の表記規範もイエズス会の表記規範の影響を強く受けた可能性がある。一方の BNE 本と AFIO 26-3 は、イエズス会の表記規範とは異なっているということになる。

この他、同じくスペイン系写本資料であるフランシスコ会士ディエゴ・デ・チンチョンによる1613年の日本殉教報告書(AFIO 23-1、以下「チンチョン報告書」)にも同様の表記が見られる。

Jaca (「釈迦」、チンチョン報告書11r23)

Jongum Sama (「将軍様」、チンチョン報告書7v03他)

このように、シャ行子音に相当する箇所を j で表記する例は、スペイン系写本資料では筆者の異なる資料に共通して見られるものであることがわかる。

したがって、本資料の「Jaca」の表記も、本資料独自の特異な表記ではなく、スペイン系写本に共通する表記の特徴を示す例であると言える。

4. おわりに

本資料に見られるローマ字書き日本語の表記からは、16世紀から17世紀にかけて日本布教を行った修道会の間で、日本語のローマ字表記法がどのように受容され、展開していったかということの一端を垣間見ることができる。

1593年から日本布教を始めたフランシスコ会では、既にキリシタン版の出版を開始していたイエズス会のポルトガル語式の日本語表記を踏襲しながらも、本資料が成立した1595年の段階で既にスペイン語の影響による特異な表記を使用していたということになる。シャ行子音=j という特異な表記は、日本語やポルトガル語の発音を反映したものではなく、イエズス会資料の表記だけを視覚的に受容し、そこにスペイン語の発音による表記の交替を生じさせたものである。つまり、本資料の日本語表記は、

実際の日本語の発音を反映したものとはいいがたいものである、ということになる。

だからといって、本資料が日本語資料として無価値であるとは言えない。本資料の表記は、他のスペイン系写本資料に共通してみられる特徴を有しており、前述の『日本王国記』やチンチョン報告書の表記が筆者個人の癖によるものではないという見解を補強する材料となる。また、イエズス会の後から日本布教を開始したフランシスコ会やドミニコ会、アウグスチノ会が、イエズス会の日本語研究の成果をどのように受容したのかという影響関係を解き明かす資料ともなり得る。翻って、イエズス会資料の日本語表記の位置付けを再確認することにもなる。

布教聖省文書館所蔵の日本関係資料は、日本語資料としては未開拓である。イエズス会資料のように語学資料としてまとまったものではないが、断片的に思われるものでも、それらを積み重ねることによって、その全貌が見えてくるであろう。

〔引用テキスト〕

アビラ・ヒロン『日本王国記』

- ・AFIO 26-3：筆者撮影の画像による。
 - ・ARSI本：イエズス会ローマ文書館によるデジタル複写を使用。
 - ・BNE本：スペイン国立図書館によるデジタル複写を使用。
- チンチョン報告書（AFIO 23-1）：筆者撮影の画像による。

〔文献〕

- 川口敦子（2004）「イエズス会ローマ文書館所蔵1564年5月24日付ダミアン修道士による日本語書簡について」、『国語と教育』29、pp. 46-57
- 川口敦子（2013）「一六二七年の殉教報告書の写本二種に見えるローマ字表記」、『叙説』40、pp. 104-117
- 川口敦子（2017）「アビラ・ヒロン『日本王国記』諸本と日本語の表記—チンチョン報告書との比較を通して—」、『三重大学日本語学文学』28、pp. 1-10
- 川口敦子（2019）「布教聖省文書館所蔵日本関係文書について」、『三重大学日本語学文学』30、pp. 1-5
- 高瀬弘一郎（2006）『モンスーン文書と日本—十七世紀ポルトガル公文書集—』、八木書店
- 土井忠生（1982）「アビラ・ヒロン『日本王国記』の日本語」、『吉利支丹論攷』、三省堂、pp. 275-297
- 東京大学史料編纂所（1969）『日本関係海外史料目録12 ヴァチカン市国所在文書・イタリア国所在文書・ポルトガル国所在文書・スペイン国所在文書・メキシコ合衆国所在文書』、東京大学史料編纂所
- ピダール、メネンデス（近松洋男訳注）（1996）『スペイン語歴史文法教本』、風間書房
- ロドリゲス、ジョアン（土井忠生訳注）（1955）『日本大文典』、三省堂

〔付記〕

本研究はJSPS 科研費JP15K02564、JP19K00643による成果である。

【注】

- (1) 「DEL REYNO」に続く文字列は、「D」と推定される文字の右半分から先が、小口側が切断されていて確認できない。ここでは文脈から「DE」と推定して補っておく。
- (2) ガロピリヤスの肩書きは、高瀬（2006）の記述「一五九五年九月一日付け長崎発ベドロ・パウティスタのフランシスコ会マニラ管区長ファン・デ・ラス・ガロピリヤス Juan de las Garrovillas

宛書簡」(高瀬2006:462)に拠った。

- (3) 「エスコリアル本」は王立サン・ロレンソ・デ・エル・エスコリアル修道院図書館所蔵写本 (Real Biblioteca del Monasterio de San Lorenzo de El Escorial, O-III-19)、「マドリード本」はスペイン国立図書館所蔵写本 (BNE = Biblioteca Nacional de España, Mss. 019628) のことである。
- (4) AFIO 所蔵の『日本王国記』の古い写本は3点存在する (AFIO 26-1, 26-3, 26-4)。このうち、AFIO 26-3 はアビラ・ヒロンの自筆と見なされていたこともあり、原本に近いとされる。

[かわぐち あつこ 本学教員]